

第122回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月23日(水)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

目次

株主総会招集ご通知	2
事業報告	4
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	37
株主総会参考書類	42
第1号議案 取締役4名選任の件	42
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	44
株主総会会場のご案内	末尾

郵送による議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

行使期限: 2021年6月22日(火) 午後5時30分

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご出席される株主様は、感染状況や体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.namura.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **名村 建介**



経営理念「存在感」

私達は、

お客様にとって
働く人にとって
地域にとって
日本にとって
世界にとって

必要とされる企業であり続けたい

私は、

お客様にとって
職場にとって
家族にとって
地域にとって

なくてはならない存在になりたい

「存在感」が当社の経営理念です



証券コード 7014

2021年6月8日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**代表取締役社長 **名村 建介**

第122回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年6月22日（火）営業時間終了時（午後5時30分）**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目的事項	報告事項 (1) 第122期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第122期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役4名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

お 願 い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の新株予約権等に関する事項」、「事業報告の株式会社の支配に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<https://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありましたが、一部に持ち直しの動きも見られるようになりました。欧米諸国におけるワクチン接種の本格化に伴う経済の改善がわが国経済にも好影響を与えており、国内における感染拡大防止策の進行が期待されます。

本年度の世界の海運・造船業は、新型コロナウイルス禍により海上荷動量が前年より減少した影響を受けて、年末までは低調に推移いたしました。日本造船工業会によりますと、2020年暦年の世界新造船竣工量は前年同期比12.2%減の5,822万総トン、新造船受注量は前年同期比24.2%減の3,336万総トンとなりました。特に日本の受注量は、工事量確保を最優先にした中国造船所による安値攻勢の影響もあって、前年比52.7%減と厳しい状況が続き、多くの国内造船所にとって再編や提携、生産体制や操業計画の見直し、仕事量の確保が大きな課題となりました。

2021年に入ると、漸くにして海上荷動量の回復により、船腹の需給バランスが改善されたことから、海運市況、特にドライ市況において例年閑散期である1月から3月においても海上運賃が高水準で推移し、新造船価格も昨年12月を底に上昇に転じ、日を追う毎に騰勢を強めるなど、新造船受注環境も顕著な改善を見せております。

当企業集団におきましては、経営資源の「選択と集中」をキーワードにグループの抜本的構造改革を決断し、その一環として子会社である佐世保重工業株式会社では新造船事業を既受注船の最終引渡（2022年1月予定）をもって休止、前身である海軍工廠時代から主力業務であった修繕船事業に船舶関連の経営資源を集約して、機械事業との両輪経営に転換することといたしました。

当企業集団の当連結会計年度の業績は、売上高につきましては、修繕船事業および鉄構・機械事業は前年比で増加いたしました。中核である新造船事業において、当社および連結子会社である函館どつく株式会社と佐世保重工業株式会社において受注環境に合わせて操業量を下方に調整したこと、佐世保重工業株式会社の新造船事業休止に伴い新規の新造船受注を凍結したことに加え円高の影響もあって、前年同期比で12.1%減少し98,403百万円となりました。

損益面では、グループを挙げたコスト削減活動により原価率は顕著に改善いたしました。円高による減収や低船価船の建造と最低操業量を維持するための新規受注により、営業損失は10,471百万円（前年同期は16,022百万円の営業損失）、経常損失は10,607百万円（前年同期は16,284百万円の経常損失）となり、税金等調整前当期純損失は、連結子会社佐世保重工業株式会社の新造船事業の休止方針に伴う固定資産の減損損失8,269百万円を計上した結果、18,921百万円（前年同期は17,958百万円の純損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は18,778百万円（前年同期は18,030百万円の純損失）となりました。

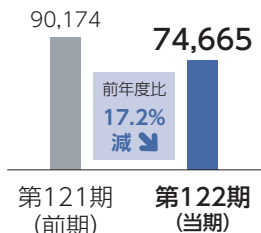
当社の個別決算では、連結子会社である佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社の株式等の減損処理と、佐世保重工業株式会社が債務超過となったことによる債務保証損失引当金など特別損失12,173百万円を計上いたしておりますが、連結決算上では消去され影響はありません。

この結果、当期末の連結自己資本比率は35.9%、当社単体の自己資本比率は42.2%となりました。

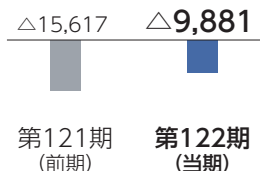
■ 事業別の営業の状況

新造船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



受注から完工まで1年を超える新造船事業では工事進行基準を採用しております。

当連結会計年度の売上高は74,665百万円（前年同期比17.2%減）、営業損失は9,881百万円（前年同期は15,617百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におきましては、超大型油送船(VLCC)1隻、大型撒積運搬船2隻、中型撒積運搬船10隻、ハンディ型撒積運搬船4隻等、合計18隻を完工しました。受注面におきましては、佐世保重工業株式会社の新造船新規受注を凍結したこと、当社および函館どつく株式会社においては低船価受注を極力手控えて操業計画を下方修正したことから、大型撒積運搬船5隻、中型撒積運搬船1隻、ハンディ型撒積運搬船2隻の受注にとどめ、受注残高は107,331百万円（前年同期比22.7%減）となりました。

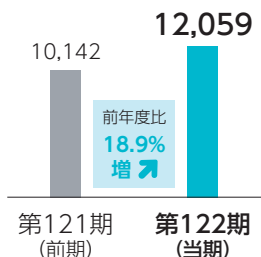
内外の新鋭造船所に比べてコスト競争力が見劣りする佐世保重工業株式会社の新造船事業は休止することといたしました。当社伊万里工場が建造する高付加価値船の艤装工事を必要に応じて佐世保重工業株式会社で施工するなど、グループ新造船事業資源の有効活用により需要の変化に柔軟な対応が可能で競争力の強い生産体制の整備に努めてまいります。

なお、営業力強化のために今治市に事務所を設立いたしました。

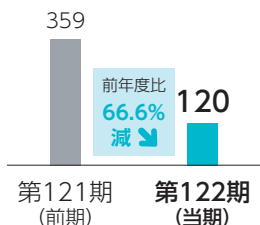
当連結会計年度における売上計上の米ドル額は697百万米ドルで、その平均レートは1米ドル当たり106円76銭であります。

修繕船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



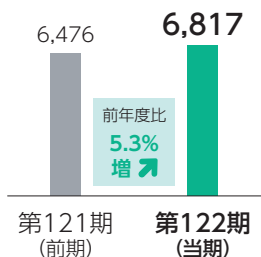
函館どつく株式会社と佐世保重工業株式会社が担う修繕船事業は、艦艇工事を主力に、巡視船などの官公庁船、一般商船、客船、特殊船、内航船、漁船など幅広い修繕工事に積極的に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は前年同期比18.9%増の12,059百万円となりましたが、損益面では佐世保重工業株式会社における特殊探査船の定期検査案件において多額の損失が発生し、営業利益は前年同期比66.6%減の120百万円にとどまりました。

佐世保重工業株式会社は、新造船事業休止に伴い建造用ドックの活用と新造船部門の人材受け入れにより修繕船の事業資源が飛躍的に強化・拡大され、函館どつく株式会社との連携強化により、両社の国内修繕船業界における存在感の拡大と収益力の向上に努めてまいります。

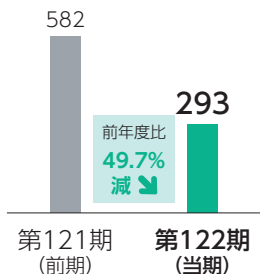
なお、当連結会計年度末受注残高は6,742百万円（前年同期比64.7%増）であります。

鉄構・機械事業

売上高 (百万円)



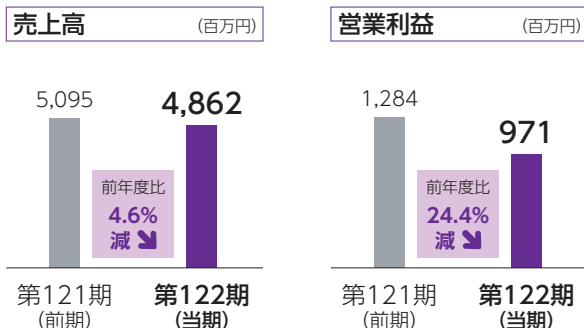
営業利益 (百万円)



当連結会計年度の売上高は、近畿地方整備局ご発注の寺田高架橋（715トン）、九州地方整備局ご発注のアイランドシティ地区橋梁（598トン）などを予定通り完工し、函館どつく株式会社の鉄構・機械部門も健闘した結果、前年同期比5.3%増の6,817百万円となりましたが、日本の新造船建造量が減少したことや原材料の価格高騰により佐世保重工業株式会社の船用機器事業は

収益力が低下し、営業利益は前年同期比49.7%減の293百万円となりました。
 なお、当連結会計年度末受注残高は4,290百万円（前年同期比15.3%減）であります。

その他事業



当連結会計年度の売上高は4,862百万円（前年同期比4.6%減）、営業利益は971百万円（前年同期比24.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は1,112百万円（前年同期比77.3%増）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減率(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減率(%)
新造船	90,174	74,665	△17.2	△15,617	△9,881	—
修繕船	10,142	12,059	18.9	359	120	△66.6
鉄構・機械	6,476	6,817	5.3	582	293	△49.7
その他 (消去又は全社)	5,095	4,862	△4.6	1,284 (△2,630)	971 (△1,974)	△24.4
合計	111,887	98,403	△12.1	△16,022	△10,471	—

(2) 企業集団の資機材調達および外注

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に不安定となっておりますが、足元では新造船の主材料である鋼材の価格が中国での需要急拡大や国内自動車産業の生産回復等の影響を受け、上昇圧力が強まっております。

このような状況下、調達部門としましては、資機材の安定的かつ低コストの調達を継続するため、これまで以上に営業部門・設計部門との連携を強化し、建造船型の絞り込みによる同一資機材のまとめ買い、開発段階からの原価低減追求、メーカーや型式・仕様の標準化・共通化を図り、集中購買を推進しております。また、長年に亘り友好関係にある資機材取引先や近郊外注先各社とは相互に協力しつつも、市況の変化に応じて新規供給先の開拓や海外調達の拡大にも取り組み、採算改善とグループの収益回復に最大限注力してまいります。

(3) 企業集団の設備投資、研究開発

厳しい環境下ではありましたが、各製造拠点における生産性向上とコスト競争力強化を目的とした設備の近代化に加え、省エネ機器への代替や既存設備の予防保全、老朽化設備のリプレイス等により、その総額は4,634百万円となりました。

新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他事業の各事業においては、基礎的な研究や新商品開発、生産技術の向上等を目的とした研究開発に取り組み、当連結会計年度における研究開発費の総額は462百万円となりました。新造船事業においては、温室効果ガス排出量の大幅削減対策船や自動運航船の技術開発にも積極的に取り組んでおります。また、製造現場におけるIT技術の活用にも注力しており、その他の事業部門においても、既存商品の品質向上や商品開発、生産効率の改善に取り組み、成果を上げております。

(4) 企業集団の経営方針、経営環境および対処すべき課題等

当社グループは、経営資源の「選択と集中」によりグループの事業構造の改革を強力に推し進め、長期的視野に立ったグループ経営により、成長と収益力の強化に努めてまいります。

事業環境が激しく変動する新造船事業においては、事業基盤の再整備と事業資源の再配置によりコスト、性能、品質、アフターサービスから成る商品総合力の差別化と営業体制の強化により収益力・変動対応力を高め、事業収益の安定化に向けた施策を講じてまいります。

グループ収益の安定化には、修繕船、鉄構・機械などの非新造船事業の規模の拡大と収益力の強化が不可欠であり、必要な経営資源を投入するとともに、新造船事業の安定収益確保に取り組んでまいります。

当連結会計年度においても営業損失を計上しておりますが、十分な現預金を確保しているとともにシンジケート方式によるコミットメントライン設定を更新するなど取引金融機関とは良好な関係が維持されており、翌連結会計年度を含めて当面の資金繰りに懸念はないものと判断してお

ります。

今後、収益力を強化して経営基盤と企業価値の向上により、株主はもとより顧客・取引先・金融機関・従業員・地域など様々なステークホルダーとの信頼関係の強化・拡大を図り、信頼され成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

新造船事業

2010年前後の新造船大量竣工と過剰供給能力による長期造船不況に昨年後半の中国造船所による安値受注攻勢が相俟って、本年度初頭より最悪の事業環境が続いておりましたが、竣工量の減少と海上荷動量の伸長により過剰船腹の調整が急速に進み、本年1月に入ると海運・造船の事業環境には顕著な改善が見えてまいりました。

今治造船株式会社によるジャパン マリンユナイテッド株式会社への出資や両社の共同出資による日本シップヤード株式会社の発足、三井E & S造船株式会社の国内建造撤退、サノヤス造船株式会社の株式会社新来島どつくへの売却など、日本造船業界においては統合・再編と供給力調整の動きが活発化しております。

当社グループにおきましては、佐世保重工業株式会社の新造船事業を2022年1月に休止し、当社伊万里工場との一体運営により、大型撒積運搬船をコアとしVLCCやVLGC（大型LPG船）、LNG燃料船など高付加価値船、環境対応船などと組み合わせるプロダクトミックス建造体制を整備・強化して他社との差別化を図ってまいります。

函館どつく株式会社におきましては、内外の海運会社から高い評価を得ておりますハンディ型撒積運搬船に加え、同社修繕船事業の主要顧客であるフェリー会社向けを中心に、フェリー・RORO船などの内航船建造にも積極的に取り組み、為替リスクと海外勢との不毛な価格競争を極力避け、地域の特性を生かした商品の差別化により収益の安定化を図ってまいります。

当社グループにおきましては今後、設備の近代化が進んでいる当社伊万里事業所においてITの活用によるさらなる最新鋭化を図り、地理的に近接した佐世保重工業株式会社の艀装設備・人員を有効に活用しつつ、函館どつく株式会社とともにグループ新造船事業の合理化運営を進め、収益の早期改善に努めます。

邦船オペレーターの用船期間短縮化による日本船主の新造船発注行動の変化への対応と安定操業量の確保、価格変動が激しい新造船事業の収益安定化の方策として、船主業への本格的な進出も今後の重要な課題であります。

営業力強化のために本年に今治事務所を開設したことに加え、ロンドン事務所の増強も検討しております。

商品開発については、当連結会計年度に受注いたしましたLNGを燃料とする世界初の大型石炭専用船をはじめ、温室効果ガス排出を抑制し脱炭素社会の実現に貢献する新商品の開発や自動運航船などの次世代技術の研究に取り組むほか、他社との共同開発や共同研究にも積極的に参画し、国際社会の要求に応えてまいります。

修繕船事業

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社は、ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた技術力と設備能力、安全保障上は勿論のこと一般商船や内航フェリー・RORO船、漁船にとっても重要な立地の優位性を最大限に生かし、収益の拡大に努めてまいります。修繕船事業の主力である艦艇工事は、年度によって大型案件の多寡による操業の山谷が大きいものの、海上保安庁の巡視船や客船、探査船、漁船に加え、一般商船の修繕・改造工事も積極的に受注し、安定収益の確保に努めてまいります。佐世保重工業株式会社におきましては、これまで引合いを頂いたものの要員の不足から受注機会を逸しておりましたが、新造船事業の休止後は新造船建造用ドックの転用と関連設備の増強、新造船の人材受け入れによる要員と技術力の強化により、隣接する米海軍基地の艦船や今後需要の増加が見込まれるLNG船の修繕などにも取り組み、事業拡大を目指します。

世界の船腹量は勿論のこと、日本船主が支配する船腹量も年々増加しており、佐世保重工業株式会社の修繕事業拡大に対する期待も大きく、本年に新設した当社今治事務所を新造船のみならず修繕営業にも活用してまいります。

グループ両社の連携体制をより一層強化し、今後の受注量の拡大とさらなる収益の改善に取り組んでまいります。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う橋梁分野においては新設橋梁の発注量が回復せず、佐世保重工業株式会社が担う船用機器分野においては日本の新造船建造量が減少したことによる需要の伸び悩みと原材料費の高騰に直面しており、厳しい受注環境が続くものと予想されますが、顧客満足度の向上とコスト競争力の強化により安定的収益の維持・拡大に努めます。橋梁分野においては今後需要の増加が見込まれます保全・補修工事への取り組みを強化し、将来にわたる社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、風力発電などの新分野においても、これまで培ってきた技術力を生かした需要開拓に積極的に取り組み、受注および販路の拡大を図ることで、収益の改善を目指してまいります。また、佐世保重工業株式会社におきましては、船用機器において更なる生産性向上と原材料の廉価調達を図り、新造船需要回復を見越して事業基盤の一層の強化を図ってまいります。

その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応できるよう、グループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当社グループにおける各事業の役割と責任を明確化し、各事業の収益力とグループ各社への貢献度を高め、経営者の外部招聘を含めた経営力の強化によりグループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

資材調達部門

厳しい事業環境を見据え、ありとあらゆるコスト削減活動に尽力し、採算の改善に取り組んでまいります。開発段階での原価低減策を重視し、グループ各社や競争力のある資機材取引先各社との連携を強化し、資機材の標準化・共通化の徹底と、新製品・新方式等の発掘に注力するとともに、新造船部門においてはコア船型の連続建造による規模のメリットを最大限に活用してまいります。また、海外調達先各社との信頼関係をさらに構築し、選択肢を広げながら、最大限のコスト削減と安定供給先の確保を図ってまいります。

設備投資部門

IoTやAI技術の活用による生産性向上と省力化設備の導入による工場近代化（スマートファクトリー）の早期実現に向けて取り組んでまいります。品質・工程の安定化設備、環境保全への取組みの一環としての省エネルギー設備等の導入を進めるとともに、既存設備の計画的な保守点検やリプレースを実施し、安全で安定した操業体制を一層強化してまいります。また、グループとして最適な生産体制を構築し競争力を強化するため、グループ各社と協議・検討を行い、重複を避けた効率的な設備投資を進めてまいります。

研究開発部門

世界的な脱炭素化の流れを受け、当社グループにおきましてもLNG燃料船の開発に加えて、水素やアンモニア等の代替燃料船や輸送船、風力を利用した環境負荷の低い船舶の研究開発に取り組むほか、将来を見据えた自動運航船の技術研究にも着手しております。また、IoTやAI技術を活用したスマートファクトリー化のためのシステム開発に取り組んでおり、今後、データの活用により生産性の向上やコスト削減につながるものと期待しております。

修繕船事業等においても他社との連携強化や外部人材の導入により技術力の向上に積極的に取り組んでまいります。

管理間接部門

管理間接部門はグループの付加価値向上の役割を担っているとの認識のもと、当社グループの持続的成長と安定的経営に向け、他のすべての部門・グループ会社と一丸となってグループ経営の効率化・戦略化と財務体質の改善に取り組むとともにステークホルダーとの信頼関係強化に努めてまいります。

重要な経営資源である人材面については、継続的な採用と人材育成体制の強化、グループ内の人材の最適配置や性別・国籍・年齢などの異なる多様な人材を活用するために組織体系の見直しに取り組んでおり、個々の能力が最大限発揮され組織力強化に繋がる働きやすい環境整備に努めてまいります。

また、生産現場をはじめとする職場の安全と安心の確保は事業を進めていくための大前提であり、安全管理の徹底に努め災害ゼロを目指すとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を含めたリスク管理体制を強化してまいります。

当社グループは、一丸となって早期に収益力を回復させ、品質・性能の向上を追求し、環境問題にも積極的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。また、今後も内部統制の充実、グループガバナンスとリスク管理体制の一層の強化、コンプライアンス意識の向上を図り、社会から信頼される企業グループとして存続できるよう、より一層努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

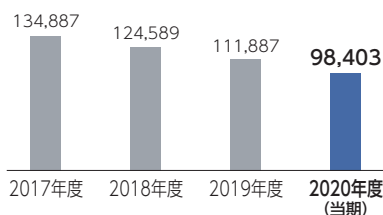
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

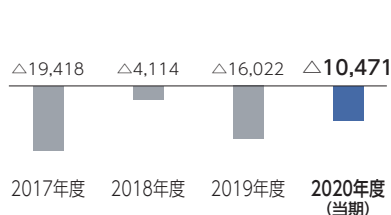
区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	134,887	124,589	111,887	98,403
営業利益(△は損失) (百万円)	△19,418	△4,114	△16,022	△10,471
親会社株主に帰属 する当期純利益 (△は損失) (百万円)	△20,554	621	△18,030	△18,778
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△297.85	8.99	△261.05	△271.84
総資産 (百万円)	195,445	174,817	138,122	111,562
受注残高 (百万円)	264,708	220,571	148,585	119,475

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 3. 受注残高は工事完成基準で記載しております。
 4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

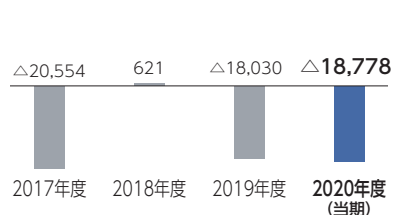
売上高 (単位: 百万円)



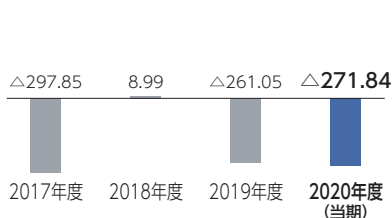
営業利益 (単位: 百万円)



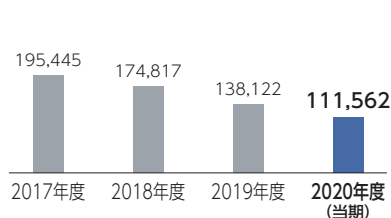
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



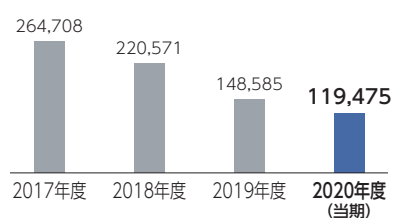
1株当たり当期純利益 (単位: 円)



総資産 (単位: 百万円)



受注残高 (単位: 百万円)



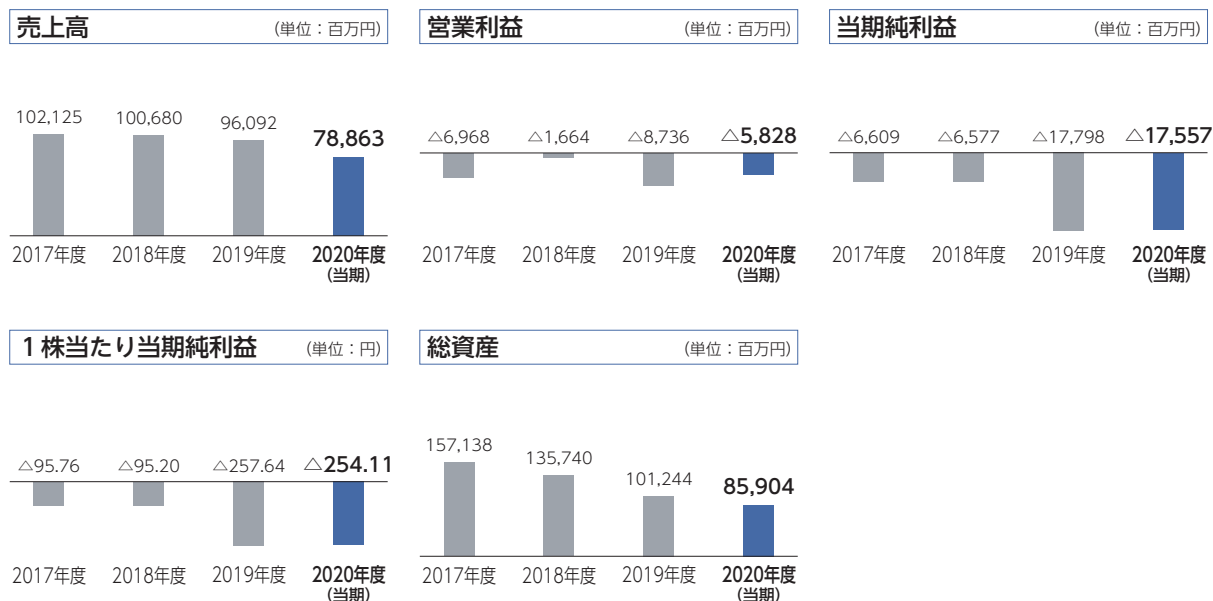
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	102,125	100,680	96,092	78,863
営業利益(△は損失) (百万円)	△6,968	△1,664	△8,736	△5,828
当期純利益(△は損失) (百万円)	△6,609	△6,577	△17,798	△17,557
1株当たり当期純利益 (△は損失) (円)	△95.76	△95.20	△257.64	△254.11
総資産 (百万円)	157,138	135,740	101,244	85,904

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を2018年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	8,414	100.0	船舶製造業
函館どつく株式会社	4,746	89.9	船舶製造業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 鉄構・機械事業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
舶用機械機器等の製作、修理
- ④ その他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社 (大阪市西区)、伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)、
東京事務所 (東京都港区)
- ② 佐世保重工業株式会社 本社 (長崎県佐世保市)、東京事務所 (東京都台東区)、
大阪営業所 (大阪市西区)
- ③ 函館どつく株式会社 本社・函館造船所 (北海道函館市)、室蘭製作所 (北海道室蘭市)、
東京事務所 (東京都中央区)

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
新造船	1,507	10減
修繕船	326	16減
鉄構・機械	148	9増
その他	661	17減
合計	2,642	34減

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年令 (才)	平均勤続年数 (年)
1,037	4減	39.5	16.6

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社日本政策投資銀行	3,805
株式会社福岡銀行	2,827
株式会社伊予銀行	2,589
株式会社三菱UFJ銀行	1,902
株式会社十八親和銀行	1,818

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 69,093,103株(自己株式6,448株を除く)
 (3) 株 主 数 16,178名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	5,028	7.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,266	4.7
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	3,050	4.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,233	3.2
株 式 会 社 商 船 三 井	2,067	3.0
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,529	2.2
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,413	2.1
日 本 郵 船 株 式 会 社	1,200	1.7

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 グループ新造船事業統轄 兼 船舶海洋 事業部長、 佐世保重工業株式会社 取締役副社長、 社長補佐 兼 新造船事業部・生産管理本部統轄 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	専務執行役員 生産業務本部管掌 兼 伊万里事業所長 兼 I S O総括
取 締 役	間 淵 重 文	専務執行役員 船舶海洋事業部副事業部長 兼 営業本 部長
取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
取 締 役	古 川 芳 孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事
常 勤 監 査 役	福 田 綱 吉	
常 勤 監 査 役	池 邊 吉 博	
監 査 役	山 下 公 央	株式会社NSD 社外取締役、 セルソース株式会社 社外監査役
監 査 役	大 保 政 二	公認会計士

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄および古川芳孝は、社外取締役であります。
 2. 監査役山下公央および大保政二は、社外監査役であります。
 3. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役大保政二は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役鈴木輝雄および古川芳孝ならびに監査役大保政二を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 6. 監査役池邊吉博は2020年6月24日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任し、監査役に就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与しております。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものといたします。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（賞与を含む）については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。）

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年6月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円（ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は7名です。）

監査役の報酬限度額(賞与を含む)については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。)

社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額6百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。(同定時株主総会終結時の社外監査役を除く監査役の員数は2名です。)

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬(賞与)の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に対し説明を行い、適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等(株式報酬型ストックオプション)は、取締役会決議により各取締役の割当個数を決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	169 (10)	162 (10)	— (—)	7 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22 (10)	22 (10)	— (—)	0 (—)	6 (3)

(注) 1. 上記の支給人員には、2020年6月24日開催の第121回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名、監査役2名を含んでおります。

2. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額52百万円は含まれておりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、1(5) 財産および損益の状況の推移に記載の通りです。なお、当事業年度における業績連動報酬(賞与)につきましては、前年度(2020年3月期)の連結営業損益が16,022百万円の損失であったため、支給しておりません。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当事業年度においては第13回新株予約権を交付しており、その主な内容は次の通りです。

	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の権利行使期間
第13回 新株予約権	普通株式 68,000株	2021年2月2日から 2051年2月1日まで

(注) 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	鈴木輝雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
	古川芳孝	九州大学 大学院工学研究院教授、 公益社団法人日本船舶海洋工学会 理事
社外監査役	山下公央	株式会社NSD 社外取締役、 セルソース株式会社 社外監査役
	大保政二	公認会計士

(注) 社外取締役古川芳孝氏が教授を務める九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っております。当社は、当社グループから過去3事業年度の平均が年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同大学への寄付はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況および発言状況等
社外取締役	鈴木輝雄	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言を行っております。
	古川芳孝	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回に出席し、主に船舶の専門家として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、取締役の個人別の報酬等の決定に際し、その権限を委任された代表取締役社長に対し、適切な助言を行っております。
社外監査役	山下公央	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また、監査役会14回のうち13回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	大保政二	就任後開催の当事業年度開催の取締役会14回のうち全回に出席し、また、監査役会10回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 43百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。
監査役会は、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 80百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する指導・助言、英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の、理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会のほか執行役員会および取締役会に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制・コンプライアンス委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④ 内部統制・コンプライアンス委員会のもと継続的に社内コンプライアンス研修を実施しているとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行や取締役会に上程される重要な事項について審議・報告を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報等の漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることのできる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員は執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングに継続して取り組みます。
 - (イ) 内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より子会社に対しても研修を実施するとともに、子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお社外取締役は複数名選任されております。

当事業年度につきましては、取締役会を19回、執行役員会を12回開催しております。

また、管理職全員が参加する部長会は新型コロナウイルス感染症リスク回避のため開催を見送っておりますが、取締役会で決議された中期経営計画および単年度の業務運営計画について、その実行状況を3カ月毎に評価する体制を構築しております。

(2) リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制・コンプライアンス委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

当事業年度は、内部統制・コンプライアンス委員会を4回開催しております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、2015年4月に「危機管理規程」を整備しリスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、危機管理委員会及び各リスクワーキンググループを組成し継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

更に、新型コロナウイルス感染症への対応として産業医や関係部門と対策組織を組成し、東京、大阪などの都市部においては感染者の発生状況や政府による緊急事態宣言の発出状況に応じて在宅勤務、時差勤務などの柔軟な対応を講じているほか、製造拠点での感染防止策および感染者発生後の対応策を検討し状況に応じて適時対策を講じております。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる行動憲章・行動指針を掲げ、企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めており、内部統制・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス体制の構築を進めるとともに、法令等の遵守を推進していくために社内研修等を実施しております。当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症リスク回避のためeラーニングを活用し、部門毎に関連法令の教育を実施するとともに新入職員に対しコンプライアンス研修を実施しております。

また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に内部通報制度を制定し、その窓口を社内と社外に設置しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は14回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換が行われています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

(5) グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受け体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で各子会社を担当する役員から定期的に経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	62,939
現金及び預金	13,507
受取手形及び売掛金	34,355
商品及び製品	58
仕掛品	8,157
原材料及び貯蔵品	823
前渡金	2,785
その他	3,303
貸倒引当金	△49
固定資産	48,623
有形固定資産	34,915
建物及び構築物	11,559
ドック船台	2,125
機械装置及び運搬具	5,306
船舶	3,927
工具、器具及び備品	622
土地	10,249
リース資産	1,071
建設仮勘定	56
無形固定資産	383
ソフトウェア	362
電話加入権	19
その他	2
投資その他の資産	13,325
投資有価証券	9,341
長期貸付金	302
繰延税金資産	185
その他	3,528
貸倒引当金	△31
資産合計	111,562

科目	金額
負債の部	
流動負債	52,347
支払手形及び買掛金	17,618
電子記録債務	4,974
短期借入金	7,782
リース債務	240
未払法人税等	214
前受金	6,830
保証工事引当金	439
工事損失引当金	10,550
設備関係支払手形	64
設備関係電子記録債務	227
その他	3,409
固定負債	18,857
長期借入金	8,770
リース債務	733
繰延税金負債	1,767
役員退職慰労引当金	24
特別修繕引当金	117
環境対策引当金	24
退職給付に係る負債	5,885
資産除去債務	928
その他	609
負債合計	71,204
純資産の部	
株主資本	37,176
資本金	8,135
資本剰余金	33,874
利益剰余金	△4,827
自己株式	△6
その他の包括利益累計額	2,900
その他有価証券評価差額金	2,675
繰延ヘッジ損益	15
為替換算調整勘定	346
退職給付に係る調整累計額	△136
新株予約権	282
純資産合計	40,358
負債・純資産合計	111,562

連結損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		98,403
売上原価		103,493
売上総損失		5,090
販売費及び一般管理費		5,381
営業損失		10,471
営業外収益		
受取利息	111	
受取配当金	190	
雇用調整助成金	83	
持分法による投資利益	12	
受取保険金	62	
その他	81	539
営業外費用		
支払利息	264	
支払手数料	73	
固定資産除売却損	119	
為替差損	71	
台風による損失	90	
その他	58	675
経常損失		10,607
特別損失		
投資有価証券売却損	37	
投資有価証券評価損	8	
減損損失	8,269	8,314
税金等調整前当期純損失		18,921
法人税、住民税及び事業税	229	
法人税等調整額	△179	50
当期純損失		18,971
非支配株主に帰属する当期純損失		193
親会社株主に帰属する当期純損失		18,778

連結株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,135	33,874	14,161	△14	56,156
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△207		△207
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△18,778		△18,778
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△3	9	6
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)			0		0
連結会計年度中の変動額合計			△18,988	8	△18,980
当 期 末 残 高	8,135	33,874	△4,827	△6	37,176

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△328	△12	382	△616	△574	277	189	56,048
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△207
親会社株主に帰属する当期純損失(△)								△18,778
自 己 株 式 の 取 得								△1
自 己 株 式 の 処 分						△5		1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	3,003	27	△36	480	3,474	10	△189	3,295
連結会計年度中の変動額合計	3,003	27	△36	480	3,474	5	△189	△15,690
当 期 末 残 高	2,675	15	346	△136	2,900	282	-	40,358

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	49,387	流動負債	38,101
現金及び預金	5,310	支払手形	293
受取手形	281	電子記録債務	2,403
電子記録債権	1,353	買掛金	17,534
売掛金	30,222	短期借入金	1,290
仕掛品	3,672	リース債務	27
原材料及び貯蔵品	406	未払金	853
前渡金	3,511	未払費用	1,129
前払費用	119	未払法人税等	75
未収収益	19	前受金	7,517
短期貸付金	1,106	預り金	125
未収入金	1,185	保証工事引当金	467
未収消費税等	1,682	工事損失引当金	6,388
その他	554	固定負債	11,268
貸倒引当金	△33	長期借入金	1,360
固定資産	36,517	リース債務	47
有形固定資産	14,229	繰延税金負債	1,139
建物	5,062	退職給付引当金	1,690
構築物	1,831	資産除去債務	748
ドック船台	271	債務保証損失引当金	5,502
機械及び装置	2,522	関係会社事業損失引当金	236
船舶	0	その他	546
車両運搬具	310	負債合計	49,369
工具、器具及び備品	348	純資産の部	
土地	3,819	株主資本	34,108
リース資産	66	資本金	8,135
無形固定資産	328	資本剰余金	33,865
ソフトウェア	328	資本準備金	33,865
投資その他の資産	21,960	利益剰余金	△7,888
投資有価証券	6,860	利益準備金	247
関係会社株式	3,472	その他利益剰余金	△8,135
長期貸付金	13,274	配当準備積立金	122
長期前払費用	2	特別償却準備金	106
その他	424	固定資産圧縮積立金	62
貸倒引当金	△2,072	別途積立金	2,000
資産合計	85,904	繰越利益剰余金	△10,425
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	2,145
		その他有価証券評価差額金	2,130
		繰延ヘッジ損益	15
		新株予約権	282
		純資産合計	36,535
		負債・純資産合計	85,904

損益計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		78,863
売上原価		81,722
売上総損失		2,859
販売費及び一般管理費		2,969
営業損失		5,828
営業外収益		
受取利息及び配当金	431	
為替差益	122	
その他	100	653
営業外費用		
支払利息	46	
支払手数料	35	
固定資産除売却損	43	
台風による損失	90	
その他	27	241
経常損失		5,416
特別損失		
関係会社株式評価損	4,370	
貸倒引当金繰入額	2,065	
債務保証損失引当金繰入額	5,502	
関係会社事業損失引当金繰入額	236	12,173
税引前当期純損失		17,589
法人税、住民税及び事業税	11	
法人税等調整額	△43	△32
当期純損失		17,557

株主資本等変動計算書 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,135	33,865	-	33,865	247
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
特別償却準備金の取崩					
特別償却準備金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
当期純損失 (△)					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当期中の変動額合計	-	-	-	-	-
当 期 末 残 高	8,135	33,865	-	33,865	247

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	172	67	2,000	7,271	9,879
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△207	△207
特別償却準備金の取崩		△67			67	-
特別償却準備金の積立		1			△1	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△5		5	-
当期純損失 (△)					△17,557	△17,557
自己株式の取得						
自己株式の処分					△3	△3
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)						
当期中の変動額合計	-	△66	△5	-	△17,696	△17,767
当 期 末 残 高	122	106	62	2,000	△10,425	△7,888

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△12	51,867	33	△15	18	277	52,162
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△207					△207
特別償却準備金の取崩		－					－
特別償却準備金の積立		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
当 期 純 損 失 (△)		△17,557					△17,557
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1					△1
自 己 株 式 の 処 分	9	6				△5	1
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			2,097	30	2,127	10	2,137
当 期 中 の 変 動 額 合 計	8	△17,759	2,097	30	2,127	5	△15,627
当 期 末 残 高	△4	34,108	2,130	15	2,145	282	36,535

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀 吏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

その他の注記に記載されているとおり、会社および連結子会社である佐世保重工業株式会社は2021年2月12日開催の取締役会において、佐世保重工業株式会社における新造船事業の休止を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社 名 村 造 船 所
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して、業務および財産の状況をオンライン形式なども活用して調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 福田 綱 吉 ㊞

常勤監査役 池 邊 吉 博 ㊞

監 査 役 山 下 公 央 ㊞

監 査 役 大 保 政 二 ㊞

(注) 監査役 山下公央および監査役 大保政二は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役名村建彦、名村建介および力武光男の3名は任期満了となります。つきましては、経営管理体制の強化を図るため、取締役を1名増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 なむら たつひこ **名村 建彦** 1941年1月5日生

所有する当社株式数：320,188株

再任

■ 略歴、地位および担当

1964年4月 丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）入社
 1986年4月 同社船舶第二部企画調整室長
 1987年1月 当社入社、特別顧問
 1987年6月 当社取締役副社長
 1988年6月 当社代表取締役社長
 2010年4月 当社代表取締役会長兼社長
 2011年4月 当社代表取締役会長（現）

■ 重要な兼職の状況

● 佐世保重工業株式会社 代表取締役会長
 ● 函館どつく株式会社 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有し、当社の代表取締役会長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者としていたしました。

2 なむら けんすけ **名村 建介** 1973年6月15日生

所有する当社株式数：80,962株

再任

■ 略歴、地位および担当

1997年4月 当社入社
 2004年4月 当社経営業務本部経営管理部長
 2005年6月 当社取締役執行役員経営業務本部経営管理部長
 2006年4月 当社取締役執行役員経営業務本部副部長
 2006年10月 当社取締役執行役員経営業務本部長
 2007年4月 当社取締役常務執行役員経営業務本部長
 2008年4月 当社取締役専務執行役員経営業務本部長
 2009年10月 当社取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄
 2010年4月 当社代表取締役副社長社長補佐
 兼経営業務本部・生産業務本部統轄
 2011年4月 当社代表取締役社長（現）

■ 重要な兼職の状況

● 佐世保重工業株式会社 代表取締役社長
 ● 函館どつく株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、当社事業・業務に関する豊富な知識と会社経営に関する識見を有し、当社の代表取締役社長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者としていたしました。

りき たけ みつ お
3 力武 光男 1954年5月4日生

所有する当社株式数： 46,313株

再任

■ 略歴、地位および担当

- 1973年4月 当社入社
- 2007年4月 当社生産業務本部資材部長
- 2011年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長
- 2013年4月 当社執行役員生産業務本部長
- 2013年6月 当社取締役執行役員生産業務本部長
- 2014年4月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長
兼伊万里事業所副事業所長兼ISO総括
- 2014年10月 当社取締役常務執行役員生産業務本部長
兼伊万里事業所長兼ISO総括
- 2017年4月 当社取締役専務執行役員生産業務本部長
兼伊万里事業所長兼ISO総括
- 2020年4月 当社取締役専務執行役員生産業務本部管掌
兼伊万里事業所長兼ISO総括(現)

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、生産・資材調達分野等での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、能力、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者となりました。

むこう しゅう
4 向 周 1969年12月11日生

所有する当社株式数： 7,701株

新任

■ 略歴、地位および担当

- 1994年4月 当社入社
- 2013年4月 当社経營業務本部経営管理部長
- 2017年4月 当社経營業務本部企画部長
- 2020年4月 当社経營業務本部長代行
兼企画部長兼東京事務所長
- 2020年7月 当社執行役員経營業務本部長
兼企画部長兼東京事務所長(現)

■ 重要な兼職の状況

- 佐世保重工業株式会社 監査役
- 函館どつく株式会社 監査役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、経理・財務・企画等の分野での実務に長く携わり、その豊富な経験に基づき経営管理・企画を中心に実績を重ねております。これらの経験、実績を生かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、2020年6月24日開催の第121回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま もと のり お 山本 紀夫	1952年6月29日生	所有する当社株式数：	0株	社外
■ 略歴および地位		■ 重要な兼職の状況		
1981年4月 弁護士登録 1984年1月 坂口・山本法律事務所設立 1995年4月 山本法律事務所設立（2016年9月 山本&パートナーズ法律事務所に名称変更） 2006年6月 久留米運送株式会社 社外監査役(現) 2020年4月 TMI総合法律事務所福岡オフィスにパートナーとして参画(現)	● 弁護士 (TMI総合法律事務所パートナー) ● 久留米運送株式会社 社外監査役			
■ 補欠の社外監査役候補者とした理由		同氏は、弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等が填補されます。なお、山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、山本紀夫氏が所属するTMI総合法律事務所に対し、弁護士報酬を支払っております。当社は、当社グループから直近事業年度における年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を受けている団体に所属する者ではないことを独立性判断基準の1つとしておりますが、同事務所への報酬はこの基準に抵触していません。なお、その他の兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

以上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、2号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。